

高座清掃施設組合議会会議録

令和3年第2回定例会

令和3年10月27日

議 事 日 程

令和3年10月27日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4	認定第1号	令和2年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

高座清掃施設組合議会第2回定例会会議録

令和3年10月27日（水）午後2時30分、高座清掃施設組合議会第2回定例会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

吉田義人君	竹田陽介君
齊藤慶吾君	沖本浩二君
内山恵子君	倉橋正美君
武藤俊宏君	久保田英賢君
上田博之君	永井浩介君
橘川佳彦君	市川洋一君
星野久美子君	相原志穂君
高波貴志君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程4 認定第1号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

4 説明のため出席した者 12名

組合長 内野 優	次 長 松本友樹
副組合長 古塩政由	総務課長 菊地康之
副組合長 佐藤弥斗	施設課長 平本和彦
会計管理者 大島みどり	総務課主幹 石井一義
代表監査委員 上原昌弘	総務課主幹 鴨志田克巳
事務局長 木村 洋	施設課主幹 西田幸雄

5 出席した事務局職員 2名

総務課主査 渡部 陽子 総務課主任主事 山田 健太

6 傍聴者 9名

7 会議の状況

(午後2時30分 開会)

◎議長（吉田義人君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和3年第2回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をいただきたいと存じます。組合長。

◎組合長（内野 優君） 定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、本定例会にご参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、利用方法を制限しておりました環境プラザ、屋内温水プール、本郷荘につきましては、新規感染者数が減少傾向であることから、今後、通常の状態に戻すことを視野に、現在調整しているところでございます。これまでご協力いただきました皆様には、心から感謝申し上げます。いましばらくお待ちになっていただきたいというふうに思います。今後も感染状況を注視しながら、安心してご利用いただける施設運営に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日のご提案させていただく案件は決算認定1件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎議長（吉田義人君） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査及び財政的援助団体等の監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定

例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、上田博之議員、竹田陽介議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。7番星野久美子議員、8番高波貴志議員、9番竹田陽介議員、10番沖本浩二議員。以上でございます。

それでは、組合長より本定例会に上程される議案の説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきましてご説明申し上げます。

初めに、日程第4 認定第1号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入につきましては、予算現額33億5,082万円に対し、収入済額30億9,012万8,258円でございます。歳出につきましては、予算現額33億5,082万円に対し、支出済額は27億7,609万9,953円で、歳入歳出差引額は3億1,402万8,305円でございます。翌年度繰越額は5,765万6,000円でございますので、実質収支額は2億5,637万2,305円となります。この決算につきましては、去る9月17日に監査委員の方々から審査意見書をいただいております。詳細につきましては事務局長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長(吉田義人君) 組合長の説明が終わりました。それでは、日程第4 認定第1号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(木村 洋君) それでは、認定第1号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書をご覧いただきたいと存じます。決算書2、3ページをお開きいただきたいと存じます。歳入でございます。主に収入済額のほうでご説明をさせていただきます。

1 款分担金及び負担金は、収入済額16億8,142万4,000円でございます。収入済額の内訳でございますが、運営費分担金13億2,878万1,000円、建設費分担金3億586万7,000円、周辺環境整備費分担金4,677万6,000円でございます。前年度と比較いたしますと、2億6,267万7,000円、18.5%の増加となっております。主な要因でございますが、運営費分担金につきましては塵芥処理施設等建設の完了に伴います海老名市への交付金の増加、建設費分担金は塵芥処理施設等建設事業に伴い平成28年度に借り入れました組合債の元金の償還が開始されたことによる増加、周辺環境整備費分担金は本郷ふれあい公園整備事業に伴い借り入れました組合債の償還による増加となっております。

2 款使用料及び手数料でございます。収入済額4億169万7,925円でございます。収入済額の内訳でございますが、1項使用料122万4,425円、2項手数料4億47万3,500円でございます。前年度と比較いたしますと、5,726万3,807円、12.5%の減少となっております。主な要因は、事業系一般廃棄物処理手数料の減額によるものでございます。

3 款国庫支出金、収入済額1億5,815万4,000円でございます。前年度と比較いたしますと、1,133万6,000円、6.7%の減少となっております。主な要因でございますが、令和元年度に本郷ふれあい公園（第一工区）の整備工事が完了いたしまして、令和2年度は同公園（第二工区）の用地買収ということで補助対象事業が推移したことによるものでございます。

4 款県支出金、収入済額3,593万4,000円でございます。対象事業は、本郷ふれあい公園（第二工区）用地購入等、排水処理施設及び粗大ごみ処理施設の解体工事でございます。前年度と比較いたしますと1,808万8,000円、101.4%の増加でございます。要因は、排水処理施設及び粗大ごみ処理施設解体工事によるものでございます。

5 款財産収入、収入済額1,665万3,175円でございます。対前年度は皆増となっております。こちらは、経年劣化に伴います車両2台の売却及び県道拡幅工事に伴う公園用地売却によるものでございます。

6 款繰越金、収入済額5億7,897万2,383円でございます。前年度と比較いたしますと3,550万806円、5.8%の減少となっております。主な要因は、純繰越金の減少によるものでございます。

7 款諸収入、収入済額59万2,775円でございます。内訳でございますが、1 項組合預金利子 2 万6,079円、2 項雑入56万6,696円でございます。前年度と比較いたしますと6,142万4,423円、99.0%の減少でございます。主な要因といたしましては、元年度に発生いたしましたマテリアルリサイクル施設の火災に伴います保険金の皆減によるものでございます。

8 款組合債、収入済額 2 億1,670万円でございます。前年度と比較いたしますと、7,680万円、54.9%の増加でございます。この要因といたしましては、排水処理施設及び粗大ごみ処理施設の解体工事に充てる衛生債の増加によるものでございます。

歳入合計でございますが、収入済額30億9,012万8,258円、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。前年度収入済額と比較いたしますと 2 億869万3,139円、7.2%の増加となっております。

続きまして、4、5 ページをお開きいただけますでしょうか。歳出でございます。こちらにも主に支出済額で説明させていただきます。

1 款議会費は、組合議会の運営に要する経費でございます。支出済額113万9,897円、前年度と比較いたしますと 7 万5,422円、7.1%の増加でございます。

2 款総務費は、総務関係の管理運営に要する経費でございます。支出済額 4 億3,440万920円、前年度と比較いたしますと 1 億1,336万5,314円、35.3%の増加となっております。主な要因でございますが、塵芥処理施設等建設事業完了に伴いまして、海老名市への交付金、こちらは固定資産税相当額でございますが、こちらが増加したことによるものでございます。支出済額の内訳でございますが、1 項総務管理費 4 億3,429万8,920円、2 項監査委員費10万2,000円でございます。こちらは、総務課所属職員の人件費、最終処分場土地借料、今申し上げました海老名市への交付金、また、電算機借料等になってございます。

3 款民生費でございます。こちらは本郷老人福祉センターの維持管理に要する経費でございます。支出済額2,388万3,362円、前年度と比較いたしますと187万7,538円、7.3%の減少となっております。主な支出は指定管理料でございます。

4 款衛生費でございます。こちらはごみ処理施設等に関する経費でございます。支出済額14億7,543万8,321円、このうち翌年度繰越額が 2 億8,775万4,000

円、こちらが繰越明許費となっております。前年度と比較いたしますと1億748万8,705円、7.9%の増加となっております。主な内容は、施設課職員の人件費、また、塵芥処理施設の管理運營業務等でございます。

5款土木費でございます。こちらは公園整備に要する経費でございます。支出済額3億2,503万8,133円、前年度と比較いたしますと683万5,965円、2.1%の減少となっております。こちらの内容は、本郷ふれあい公園（第二工区）整備に伴います用地購入費でございます。

6款教育費、こちらは屋内温水プールの維持管理に要する経費でございます。支出済額1億9,188万3,406円、前年度と比較いたしますと8,182万762円、74.3%の増加となっております。主な要因は、屋内温水プール特定天井撤去工事によるものでございます。そのほか主な支出といたしましては、屋内温水プール設備補修、指定管理料、また、屋内温水プール天井撤去工事等になってございます。

7款公債費、こちらは水処理施設建設事業、塵芥処理施設等建設事業、本郷ふれあい公園整備事業に関する償還元金と利子でございます。支出済額が3億2,431万5,914円、前年度と比較いたしますと1億7,960万517円、124.1%の増加となっております。主な要因ですが、塵芥処理施設の建設事業に伴いまして、平成28年度に借りました組合債の元金の償還が開始されたということでございます。

8款予備費の支出はございません。

歳出合計でございますが、支出済額27億7,609万9,953円、翌年度繰越額2億8,775万4,000円、不用額2億8,696万6,047円でございます。前年度と比較いたしますと4億7,363万7,217円、20.6%の増加となっております。欄外でございますが、歳入歳出差引残額が3億1,402万8,305円となっております。

8ページから39ページが令和2年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書になってございます。

42ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額30億9,012万8,000円、歳出総額が27億7,610万円、歳入歳出差引額が3億1,402万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、繰越明許費繰越額が5,765万6,000円、継続費逓次繰越額及び事故繰越し繰越額はございません。実質収支額が2億5,637万2,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の

2の規定によります基金繰入額はございません。

43ページ以降には財産に関する調書を記載させていただいております。

また、別冊で監査委員の審査意見書、歳入歳出決算説明資料等を提出させていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。以上、令和2年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算でございます。よろしくご審議をいただき、認定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 本決算については監査委員の審査を受けておりますので、代表監査委員より審査結果について総括的なご報告を願います。代表監査委員。

◎代表監査委員（上原昌弘君） 代表監査委員の上原でございます。令和2年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算につきまして、齊藤監査委員と審査を行い、その合議に基づき、審査意見書として取りまとめましたので、ご報告させていただきます。これから先、ちょっと座らせてもらいますので、お願いいたします。

まず、意見書の1ページをお開き願います。そこの4番目、審査の結果というところでまず申し上げたいと思います。一般会計歳入歳出決算書、関連する明細書及び調書は、いずれも関係法令の定めるところに従って作成されており、金額は正確に記載されておりました。また、本会計の予算の執行も、全般的に効率的かつ適正に行われているものと認められました。以上が審査の結論でございます。これから先は、結びの部分を中心にしてご説明を続けさせてもらいたいと思います。

まず、2ページをお開き願います。決算審査に当たり組合の沿革と現状等を取りまとめています。まず、沿革として、組合の設立から処理施設の更新経過、余熱利用施設等の状況、塵芥処理施設の管理運営の委託化等について、概略を記載してございます。

その次に、当該年度の状況として、令和2年度の処理施設及び余熱利用施設の管理状況について概略を記載し、最後に今後の展開として、稼働を停止した処理施設の解体、附帯施設の課題・予定、敦賀市との訴訟等、取り組まなくてはならない事項を記載してございます。

では、3ページに移りまして概要でございます。ここから16ページまでは歳入歳出決算状況、款別説明等を記載してございますので、後ほど高覧いただければと存じます。

続きまして、17ページ以下、結びをお開き願いたいと思います。結びといたしまして、まず、本年度の決算状況、事業状況、要望事項という形に分けて記載しておりますので、その要点をご説明させていただきます。

まず、決算状況でございますが、令和2年度の歳入総額は30億9,000万円となり、前年度に比べて2億強増加しております、107%という形になってございます。一方、歳出総額は27億7,000万円となり、前年度と比べ4億7,000万円ほど増加しております、こちらは120%という数字になってございます。

増加した歳出の主な理由としては、公債費の増加は、塵芥処理施設等建設事業に伴い平成28年度に借り入れた地方債の元金償還開始によるものです。また、塵芥処理費の増加は、塵芥処理施設等の運営・維持管理の委託事業者への委託料、旧粗大ごみ・旧排水処理施設解体工事によるものです。

続きまして、事業状況についてまとめてみました。本年度の総ごみ搬入量は7万1,762 tとなり、これまでの横レベルの傾向に対して、各市の削減取組が進んだことにより、前年度と比べ3,264 tの減少となっております。内訳別に前年度と比較すると、家庭系可燃物は838 t、事業系可燃物は2,279 t、不燃物は374 tそれぞれ減少し、粗大ごみが227 t増加していますが、総量としては減少となり、前年度比といたしましては4.4%の減少でございました。

次に、ごみの削減状況でございますが、組合を構成する三市では、平成12年度を基準として令和3年度までに30%の削減とする目標を設定しておりますが、本年度の削減率は20.2%となり、目標を達成するため、構成三市の一層の取組が重要となっております。あわせて、新施設の処理能力の関係においても、さらなる削減を求められている状況でございます。

また、令和元年度に発生したマテリアルリサイクル施設火災事故の原因と見られますリチウムイオン電池等の搬入不適物の除去対策として監視強化等を行っていますが、施設を安全、安定的に稼働させるため、構成三市による処理施設に持ち込まないための取組が非常に重要と考えます。

次に、附帯施設について申し上げます。屋内温水プールは、天井の落下防止工

事のため、令和2年度は約6箇月間休館いたしました。それから、本郷老人福祉センターは、新型コロナウイルス感染拡大防止措置により約5箇月間休館したため、利用状況は減っており、プールに関しては前年度比の34%、老人福祉センターについては前年度の10%という数値になってございます。また、環境プラザも新型コロナウイルス感染拡大防止措置により約2箇月休館したため、利用者数は前年度比34%という形で実績が残ってございます。

それでは最後に、要望事項について触れてみたいと思います。現状の認識として、1つ、まず費用の増加の懸念ということがございます。前年度において更新した塵芥処理施設等の運営、維持管理は民間事業者へ委託しており、運営・維持管理費の抑制はなされていますが、ごみの実搬入量が計画を大きく上回っているため、これからの費用増加が懸念されます。また、施設更新に伴い平成28年度に借り入れた地方債等の償還が開始されたことから、公債費は増加傾向にあります。今後においても、組合周辺環境整備事業としての本郷ふれあい公園（第二工区）整備事業、残っている旧処理施設の解体等、多くの費用を要する事業が予定され、それらの事業に充てるため組合債の発行も想定されることから、構成三市の財政負担の増加が予想されるところでございます。

その次に、削減の話なんですけれども、こういった状況下の中、ごみの削減は計画量に対しての進捗がまだ芳しくなく、塵芥処理施設等の運営・維持管理の委託事業者への委託料は、計画量を超えるごみ量のため増額となっています。財政負担軽減の視点からも、構成三市民の分別・資源化の意識の向上を図ることなどにより、ごみ削減を喫緊に進めなければならないと考えております。

それから、3つ目の問題として、先ほど申しあげましたリチウムイオン電池等の搬入不適物の監視強化に取り組んでおりますが、構成三市による不適物を持ち込まないための施策の実施が重要となっております。

こういった状況を踏まえてまとめてみますと、こういうことになるかなと思いますが、組合は、構成三市から排出される一般廃棄物の共同処理を目的に設立され、安全、安定的に一般廃棄物を処理しなければならないという使命を帯びています。そして、その運営は構成三市からの分担金として構成三市民の税金によって賄われています。ごみをさらに削減するため、組合と構成三市の実情を踏まえ、共同歩調も取りつつ、各市独自の積極的な取組とその実効を強く要望いたし

ます。

組合の運営は、直営による処理施設の運転・維持管理から民間事業者への委託と変わりましたが、構成三市から排出される一般廃棄物を共同処理する使命は不変です。人々が日常生活する中で、排出されるごみをゼロとすることはできませんが、排出されるごみの中のリサイクル可能なプラスチックの混入や、未利用食品等の食品ロス問題等は、地球の環境や資源を守る取組であるSDGs（持続可能な開発目標）を意識することで、ごみの排出量削減、ごみ処理施設の長寿命化、大気汚染物質の排出量抑制等、住み続けられるまちづくりに向け、組合及び構成三市は、身近に存在する取り組むべき課題に真摯に向き合う必要があると思います。その上で、組合の使命である構成三市の一般廃棄物の中間処理について、費用抑制を図りつつ、安定的かつ円滑に行うため、組合及び構成三市は、より一層連携しなければならないと考えます。今後においても、公園整備、残っている旧処理施設の解体撤去、跡地整備を予定しています。また、附帯施設である屋内温水プール及び本郷老人福祉センターは、供用開始から年数が経過し老朽化が進んでいるため、施設更新あるいは大規模修繕等を検討する必要があるほか、敦賀市との訴訟も高裁に控訴されるなど、多くの事業（費用）が継続中でありま

す。

最後に、組合が立地する近隣に居住する方々の心情を常に念頭に置くことで信頼関係を継続し、組合の事務事業を的確に遂行することで構成三市民のための組合であることを再認識されるように改めて要望いたします。私のほうからの報告は以上でございます。ありがとうございました。

◎議長（吉田義人君） 報告が終わりました。これより決算についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。星野議員。

◎（星野久美子君） ご説明をありがとうございました。私のほうから2点お伺いさせていただきます。

まず、衛生費についてなんですけれども、衛生費の清掃総務費の中に、こちらで働いていらっしゃるプロパーの社員の方々の給料等はある。会計年度任用職員もそうなんですけれども、それ以外に、SPCでしたっけ、高座エコクリエーションに委託をしている方々のお給料というのがあると思うんですが、それは塵芥処理施設等管理運営業務という形でこの中に含まれていると思うんですが、

この高座エコクリエーションは何人の方が働いていて、どのような雇用形態になっているのかというのが分かれば教えていただきたいということ。

もう一つ、先ほど来から全員協議会のところでもお話が出ていた汚染土に関してですけれども、これは管理して無害化して適正に処理をしているというふうな話をお伺いしたんですが、これは民間の業者に処理を依頼していると思うんですが、その民間の業者は一体どこで、どのくらいの量を処理してもらって、そしてその処理した汚染土、そのときにはもう汚染はされていないと思われるわけですが、それがどのような形で使われているのかを後追いで調査されているのかというのを聞きたいんですね。どうしてかといいますと、熱海で残土を山のところに埋め立てて大変な被害を及ぼしたということがあります。万が一にもそういうことに関わっていないといけないと思いますので、そういったことが分かるころまで結構ですので、ご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） では、私のほうから、1点目のSPCの関係についてお答えさせていただきます。SPC、高座エコクリエーションでございますが、まず人数全体では39名となっております。内訳でございますが、まず、高座エコクリエーションとして、このごみ処理施設の運営委託を全て取りまとめる高座エコクリエーションの社員として1名おります。そのほか、焼却炉の運転でございますとか、入ってくるパッカー車の計量を担当する部門、また資源化を行う部門、また、この会議室がございます環境プラザ、こちらの運営に関する3社の会社がまた協力会社として入ってございまして、これらが全体で38名、合計39名で運営をしていく形でございます。それぞれの会社の中での従業員の雇用形態については、当方としては把握をしてございません。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦君） 続いて2点目の汚染土の関係でございますけれども、基本的には焼却灰、あと飛灰というわけじゃなくて、土壌ということでよろしいわけですね。ということは、令和2年度から令和3年度にかけて当組合で行いました旧施設解体の中で発生しました汚染土壌の処分ということでお答えのほうをさせていただきます。

まず、ダイオキシン類土壌につきましては、オオノ開発株式会社というところで処分等をしております。あと、もう1種、鉛含有土壌というのがございました。これは株式会社ジー・イーテクノスというところで処分をしております。

これらにつきましては、ちょっと先ほどのご質問でもございましたが、汚染土壌の管理票というのがございまして、その管理票に基づいて、いわゆる管理票の交付者、あと運搬受託者、そして処理受託者という形で、一応全部管理票でそれぞれの業者がどういう形で関わっているのかが残されるような形になっておりまして、それを最終的に私ども組合のほうで報告を受けて確認しているところでございます。

実際、その管理票には具体的に記載はないんですけれども、一応追跡で請け負った業者のほうで確認させていただいたところ、まず、ダイオキシン類土壌については、いわゆる熱分解によりまして無害化した後、先ほどお話ししました企業で所有しております最終処分場、こちらのほうで埋めたところでございます。もう一つの鉛含有土壌につきましては、最終的には無害化する中で、土壌という形で再利用しているというような形で聞き取っているところでございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 星野議員。

◎（星野久美子君） ありがとうございます。ではまず、SPCの関係なんですけれども、全部で39人の方が働いてくださっていて、3社が入っているということで、なかなかその状況を把握し切れないだろうとは思いますが、こちらの建物の管理とかそういった関係の方は、もちろん皆さん働いてくださっているんですが、特に現場で、例えば焼却炉で働いているとか、あとパッカー車の関係だとか、けがが付き物というか、そういった危険なところで働いていらっしゃる方々の雇用形態がしっかりとしたものであるということをぜひ把握していただきたいと思うんですね。どうしてかといいますと、保険であるとか、そういった場合の万が一のことも心配なわけです。例えば委託であるとか派遣であるとか非正規であるとか、そういった場合には、こちらの高座清掃施設組合から直接その職員さんたちに何かをするというのは規制がある場合がありますから、そこら辺のことはしっかりと、やはり働いていただいている以上、責任があると思いますので、把握できるような状態にしておいていただけたらいいなと思います。細かくとい

うのはなかなか難しいと思いますが、ざっくりとでいいので、そこら辺のことをしっかり把握していただきたいということ、それに対してのお考えをお聞きします。

そして、土壌の件に関してですけれども、細かく説明していただきまして、ありがとうございます。管理票に基づいてということで、最終的に確認されているというお答えがあったので安心かなとも思うんですけれども、万が一にもその土壌の行方がどこか分からなくなっちゃったということがないように、もしかしたら、先ほどのお話だとこれからも出てくる可能性がありますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それで、量がどのくらいだったかというのをちょっと先ほどもお伺いしたんですが、その点だけ教えていただければと思います。お願いいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） では、SPCの関係。確かに非常に危険な運転業務になってございますけれども、もちろん当然私どもが委託をしている会社でございます。こちらを立ち上げた際にも、労働関係法令も当然のように遵守をすることはもう大前提でございますので、そこはきっちりわきまえて、把握しているつもりでございます。また、勤務形態はいろいろ会社の中でやり方はあろうと思います。議員さんがおっしゃったとおり、委託するという形、委託先と委託元の関係はなかなか難しい手続とか考え方がございます。そこには介入してはいけない部分もあるというような、不思議だと思っておりますけれども、そこら辺も配慮しつつ、月に1回、私ども局長、次長と、あとSPCの社長さんと定例で協議をやるんですね。その中でも折に触れ、こういったことについては確認をして進めていきたいと考えてございます。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦君） 続きまして、汚染土壌の量でございますけれども、いずれにしても、先ほど来ご答弁させていただいております管理票によって、ポリウム等の報告も受けているところでございます。まず、ダイオキシン類含有土壌につきましては49立米です。あと、鉛含有土壌につきましては125.6立米という形で報告を受けております。

先ほど、すみません、熱海市の関係の土石流災害のお話がありました。基本

的には、あそこの熱海市の場合には、私も詳しく調べているわけではないんですけども、一応報道機関等で知っている限りでは、あそこのいわゆる盛土は、どちらかというと建設残土ということで、いわゆる汚染された土壌とは違って、掘削等によって生じた土砂を、いわゆる処分先ということで谷筋に埋めたというふうな形で記憶をしております。ですから、今回は、先ほどもちょっとお話ししたんですけども、土壌汚染対策法の中で、やはりきちんとした管理の下で最終的に処分されているというふうに思っておりますので、通常の建設残土の処理とはちょっと異なるのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑のある方。上田議員。

◎（上田博之君） それでは、私からは4点お願いいたします。

まず、指定管理料についてなんですけれども、決算書でいうと25ページの本郷老人福祉センターの指定管理料、それから決算書35ページの屋内温水プールの指定管理料についてなんですけれども、これらは合わせて約1億1,452万円となっていて、前年度比で約756万円増加しているというご説明でした。これは、温水プールが工事やコロナの影響で休館したことによって、あと時短もあるということなんですけれども、利用料収入が減額したため、従業員の人件費を補填したことによるものだというふうに理解しているわけなんですけれども、この補填によって、従業員の方の給料がしっかり支払われているのか、減額されることなどなかったということ、つまり補填すると決めたときの約束がしっかりと履行されているのかどうかというチェックをされているのかどうか。高座清掃施設としてはどのように確認をされているのかということ、まず教えていただきたいと思えます。

次に、今の若干関連いたしましたけれども、決算書の35ページになりますが、委託料のところ指定管理者に対する労働条件審査業務というのがあります。神奈川県社会保険労務士会に委託しているというふうに確認していますけれども、この委託の仕組みと、そこで何をどのように審査しているのか、確認させていただきたいと思えます。報告書の審査項目も併せて教えてください。

3点目ですけれども、本郷ふれあい公園についてになりますけれども、まず井戸の問題です。この問題は、昨年10月の議会で松本議員が詳しく追及されているわけですが、今後、この第一工区の井戸がどうなってしまうのかということを確認

認させていただきたいと思います。神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、一定量の地下水をくみ上げる場合は、100mを超えるより深いところにスイッチポンプをつけなければいけないという条件があるわけですが、本郷ふれあい公園のこの井戸は、当初予定よりも途中で浅くしてしまったことが明らかになっているわけです。そして組合は、この公園には今後、合計3個の井戸を設置するというふうにされていると過去の議事録を読みますとなっているわけで、今後、第二工区などで新たな井戸が完成すると、現在ある第一工区で造った井戸が県条例違反になってしまって、使用することができなくなってしまうと聞いているわけです。改めて、どうしてこのような問題が起きてしまったのかということ。これは組合の責任なのか、業者の責任なのか。その辺、私も久しぶりに高座の議員になっておりますので、確認させていただきたいと思います。また、第二工区の井戸が完成して、今の第一工区のとときに造った井戸が違反となってしまったときにどう対処するのか、その対応をどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。

最後の4点目ですけれども、先ほど冒頭に、財産に関する調書の中で、物品のところで訂正がありました。決算書の46ページの訂正ですけれども、貨物自動車1台と清掃車が各1台減になっているということです。これは高座清掃施設組合としては、財産としての2台の車はなくなったけれども、リースで同等の車両を保持していることになるわけですが、そうすると、リース物件は決算書に載らないことになっていて、高座の正確な運営状態の中での物品の所有状態、また、利用状態が不明になる点がありますけれども、その点をどのように考えているのか。そして、ほかにこうしたリース物件があるのかどうか、確認させていただきたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） では、順を追ってご答弁させていただきます。まず、指定管理料の関係です。まず、向こうの会社さんがきちんと従業員に支払っているのかどうかというところ。当然精算なども今回しておりますので、利用収入がなかったり、こちらで補填したような形もございますので、そういった精算報告の中で、例えば雇用調整助成金はこれだけ頂いていますというような報告もいただいております。それを含めて収支を差引きをして精算をしたという形

ですので、そのあたりは確認をしてございます。聞き取りの中では、やはり社員については減額というのはありませんでしたが、パートさんですとかアルバイトさんにつきましては、法律に基づいて休業補償ということで、60%の支給ということをやっておったということは聞いてございます。

次に、労働条件審査でございます。項目といたしましては、まず書類審査を行ってございます。こちらは就業規則、時間外労働協定、労働条件、雇用契約書、社会保険等の通知、出勤簿、賃金台帳、こうしたものの書類審査。そして訪問調査といたしまして、人事担当者へのヒアリングですとか、あと従業員に対してのヒアリング調査、こうしたものを行ってございます。審査については以上でございます。

そして3点目の井戸の関係。今現在は条例上あれですけれども、今後、違反となってしまうと昨年度来指摘を受けた部分、この間違いの原因というのは、やはり高座の職員のほうにあったと認識してございます。職員が業務上の知識をきちんと持っていなかった。それで業者に対してもきちんと指示等ができなかったという形でございます。当時もそういった形で答弁させていただいておったかなと思っております。ですので対処方法につきましては、この第二を造るときに、今言われた、あと2本掘る予定です。最初の1本、この3つでちゃんと県の条例に合うように造り直すということを基本的に考えています。

4番目、車両の関係ですけれども、リースになりますと、この最後のページの今回の部分の物品の欄には台数は出ていません。ただ、例えば脱着式コンテナのほうですと、33ページの一番上の段に、一応賃借料という形で内訳が出てくるというふうに、金額としては推移も分かっていたののかなと思います。また、新規導入する際にも、当然議会には御説明をして、こういったリースをしますという形でお示しをしまりましたので、この内訳欄を見ていただけないかなと思っております。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 上田議員。

◎（上田博之君） ありがとうございます。まず、指定管理料についてですけれども、今ご答弁で、実際に給料などが減額されることはなかったということが確認されたということで、安心しているわけですけれども、ただ、今回、この問題をちょっとお聞きしたときに即答がなくて、いろいろと調べられてから、時間を

経てから、問題なく支給されているようだというふうな形で私のほうはお聞きしています。ですから、そういった経過を見ると、私がここでこうした質疑をするよということをお話ししたから、実際に確認されたんではないかというふうに思ってしまったわけです。組合としては、そうした指定管理者に対しての信頼関係もあるとは思いますが、その都度のチェックが必要だと思います。今後の対応として、そうしたパートの方など、相手の指定管理者の会社の方などがしっかりとそうした対応をしているというふうに言っているわけで、実際に本当に働いている人に聞いたときに、そのとおりになっているのかどうかというところの担保はちょっとないわけでありましてけれども、そういったこともあるということで、弱い立場の働く人の権利が守られているということをしかりと把握することに留意していただきたいというふうに思います。

それで今、雇用調整助成金の話も出ましたけれども、雇用調整助成金がコロナの特例措置としてあるわけで、これがどのように活用されたのかということも、ここで確認させていただきたいと思います。精算も済んでいるということですので、具体的にどういう方がどういう形で雇用調整助成金を支給できるように指定管理者が請求をしたのか。これは指定管理者が請求しないと働く者からは請求できませんので、どうなっているのか教えていただきたいと思います。

次に、指定管理者に対する労働条件審査業務についてですけれども、いろいろ書類審査と、それからあと、従業員のヒアリングがあるということで、その点、非常に安心いたしました。先ほどの指定管理料が支払われたのかどうかというところでも、そうした従業員の確認がないわけでありましてけれども、この社会保険労務士に委託しての審査では従業員にヒアリングされているということで、すばらしいなというふうに思うわけですが、この審査は毎年行っているのかどうか、お伺いいたします。

それから、公園についてですけれども、組合の責任でいずれ作り直すことになるということで、ご答弁は分かりました。それでは次に、この入札についてお伺いしたいわけですが、第一工区の入札では、入札できる実績を持つ企業が1社だけだったというふうに聞いていますけれども、これでは競争入札の意味を持たないと思います。こうした場合、入札条件を緩和して、幾つかの企業が参入できるようにするというのがいろんなところで行われていると思いますけれど

も、今回の経験といいますか、反省に立って、入札条件をどのように変えていこうと考えているのか。今回のことをどう総括されているのか教えてください。

最後にリースの件ですけれども、先ほど、ほかにリース物件はありますかとお聞きしたことに対してのご答弁がありませんでしたので、もう1度その点をお願いしたいということと、あと、賃借料として表れるということですが、できれば実際に利用し活用している物件でありますので、決算説明資料などの中に、リース物件の一覧というふうな形で表示するのも分かりやすいのかなというふうに思いますので、その点、考えていただけるかどうかお伺いいたします。以上です。よろしくお願いたします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） では、何点か私のほうから最初にご答弁させていただきます。

まず、指定管理料のことなんですが、すみません、回答がちょっともたつたということで、大変失礼いたしました。その中で、実際、本当にこういった方々にお給料が払われているのかというご心配があると今ご指摘があったとおり、それはまさしくこの労働条件審査の中で、ヒアリングの中でチェックができていくのかなというふうに思っております。報告書も2社、うちは入っておりますけれども、1社ごとにこの労働条件審査をやってございまして、タイムカードがどうなっている、給料の計算方法はどうなっている、労働環境はどうというヒアリングをされていると。その中のお答えで結構いい評価をいただいていたところなので、従業員の皆様は喜々として働いているという文言があったのがすごく記憶にあるんですけれども、そういった労働条件はよくやっつけらっしゃるということは、これで把握できてございます。議員がおっしゃられたとおり、これの活用というのは大変重要なものだという認識をしたところでございます。

そして、他のリースの分、すみませんでした。他のリースは、今回は特殊車両ということで、大きいダンプカーといわゆるバキュームカーの部分でしたが、あと通常使っております公用車が3台あるんですが、そのうちの2台をリースでやってございます。物品的な、物的なリースは以上です。あとはいわゆるソフトの関係。財務会計ですとか、そういったソフトのリースというのは入っておりますけれども、コンピューター関係がございまして。

あと、実施の頻度ですね、労働条件審査。一応契約期間の中で1回と考えてございます。一応今回は指定管理を1年延ばしたから6年間になりましたけれども、その中で1回という形で昨年度やったというところでございます。

雇用調整助成金の詳細については総務課長のほうから答えさせていただきます。

◎議長（吉田義人君） 総務課長。

◎総務課長（菊地康之君） 雇用調整助成金の件でございますけれども、令和2年度に関しましては、屋内温水プール、それと本郷荘につきまして、指定管理者のほうから支給申請を行っております。この支給申請は済んでいるんですが、まだ政府からの支払い、支給というものがされておりませんので、見込額として指定管理料の精算を行っております。この雇用調整助成金につきましては、いわゆる休業手当がこういったコロナ禍で増大しまして、企業に大変負担がかかっている。そういった企業に対して何割か負担しましょうというのが助成金の趣旨でございますので、従業員に対して助成されるものではなくて、企業のほうに助成されるというものでございます。私からは以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦君） それでは私のほうから、入札に関してご答弁をさせていただきますと思います。当組合の一般競争入札につきましては、高座清掃施設組合条件付一般競争入札の参加条件に関する事務取扱基準というものがございます。これによりまして、それぞれの企業の所在地及び設計金額、そういったものによりまして、いわゆる入札に参加できる条件というのが定められているところでございます。ただ、そうは言いつつも、公園の第二工区を今後発注するような形になるわけですが、やはりその地域の特性というものもございまして、そういったところを踏まえて、今後の発注予定につきましてはどういった条件がいいのかというのは、改めて検討したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人君） 上田議員。

◎（上田博之君） ありがとうございます。まず、雇用調整助成金のことでは、いまだに支払われていない問題とか、あと、それが働く者、労働者ではなく企業にだよというご説明がありました。まさにこの制度の欠陥をご説明いただいた

ように思うわけですがけれども、しかし、そういう流れではあるけれども、これは働く労働者の休業補償の補填にするというところも法の趣旨でもありますので、今回、指定管理者のところではしっかりやってくださったようですがけれども、会社が雇用調整助成金を利用してくれないということでの労働相談が非常に全国的には多くなっているわけですから、今回は問題ないとは思いますがけれども、そういうことが今後も起こらないように、しっかりと組合としても見ていっていただきたいというふうに思うわけです。

そうした中で、この神奈川県社会保険労務士会に委託しての労働条件審査業務というものが非常に有効だよという説明が今ありました。本当にそうだと思うわけです。これが契約期間中1回というのが適正なのかどうかということは、私もこれから勉強していきたいと思いますがけれども、こうした労働条件の審査業務というものは、既に海老名市さんでも始められているということをお聞きしております、非常に参考になるなというふうに思っているところです。

この指定管理のところでは、人件費が主な業務委託になるような場合は、競争入札が繰り返されることによって、入札する民間企業では、落札コストを下げるために、委託業務に従事する労働者の人件費を低く抑えるというふうになりがちです。その結果、低賃金、長時間労働など、業務に携わる労働者の労働条件の低下を招いたり、労働者を社会保険に加入させないなどの法令違反が生じるなど問題が指摘されているところです。そうした事態を引き起こさないために社会保険労務士による審査を行うということを高く評価したいと思います。先ほども言いましたがけれども、海老名市では既に行っているということで、綾瀬市でも指定管理について、今回、確認してきたんですけれども、このような取組はまだされていないということを確認してきましたので、こうしたことも今回この決算を行う中で私も勉強させていただきましたので、取り組んでいきたいなというふうに思っています。この課題は公契約条例に結びついていくものだなというふうに思っておりますので、高座の組合としても、より先進的な取組を追求していただきますよう、この件ではお願いしたいと思います。

それで追加で、先ほど星野議員の質疑に対して、SPCの雇用の状態についての詳細については不明だということがありましたけれども、委託と指定管理という違いがありますので、法的にどこまで対応できるのかということはこれから私

も勉強していくところですが、この労働条件審査業務というものの、こうした内容、この精神を、こうしたSPCのほうの委託についてもどこまで適用できるのかということをご研究していただきたいと思いますと思うわけですが、その辺についてのお考えを教えてください。井戸についてもいいですね。

あと最後に、リースの問題もいいですね。それでよろしくお願いします。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） では、SPCの関係の部分、答弁させていただきます。SPCのほうも、こういった労働条件審査的なチェックをしたかどうかというお考えで、今、議員も申されましたが、課題もあろうかと思いますが、委託という方式の中でどんなことができるのかというのは内部で検討はしてみたいと考えてございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はございませんか。武藤議員。

◎（武藤俊宏君） 1点だけお願いします。11ページ、先ほどの財産収入についての車両売却代についてですが、今回、売却代も含めてリースに変更されるということでしたが、リースの場合と、購入して減価償却をやる経済性。13年と14年かかったということで、ちょっと事前にお伺いしましたら使われた年数をお聞きしました。俗に言うリースは、企業の場合には税法上の優遇であるとか、税金対策的なものでやっていくわけなんですけど、リース期間を含めてどういうふうな判断で経済性を、リースに切り替えていくという考えでしょうか。故障も含めて、当初のときの金額と、年数がたてば修理費、維持費がかかってくる。そういったような資産の比較がされたと思いますけれども、その点についての経緯をお聞かせください。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） では、リースの関係でございすけれども、そうですね、こちらの脱着式コンテナ車は平成18年度に購入いたしました。また、吸引車のほうにつきましても平成17年に購入してございます。こういった公用車の目安は耐用年数を大体10年と見て考えてございます。その中で、この2台ですが、おのおの10年ぐらいたったところで、ちょっと合計金額でざっくり申し上げますけれども、まず吸引車が10年目を迎える27年、28年頃から両方合わせて、27年は大体130万円ほど、車検だ、修理だでかかりました。次の年、28年度は150

万円程度に上がってきていたと。次の29年は少しまた10万円ぐらい下がったりはしているんですけども、かなりじりじりと上がってきた傾向が見られました。その中で13年、14年、様子を見ながら使っておった中で、じゃ、そろそろという検討の中でそのとき考えたのは、例えば脱着式のコンテナですと、買うと1,400万円ぐらいかかる。また、強力吸引車は1,900万円ぐらいかかるという見積もりが出ました。リースにしますと、おのおの脱着式のほうが1,100万円ぐらい、吸引車のほうが1,600万円ぐらいで、トータル7年リースで考えたんですけども、そういったことで300万円とか250万円ぐらいおのおの安くできるのかなと。あと、事務の煩雑さ。車検忘れはあってはなりませんけれども、そういった部分、事務の軽減化ということにもつながるので、かなり修理費もかさんできたという実情も見えたので、今回リースに切り替えたという状況でございます。以上です。

◎議長（吉田義人君） 武藤議員。

◎（武藤俊宏君） 分かりました。一応7年を経過した後もリースアップされるわけですけども、その後も継続しての、状況によっては10年以降のときにやっぱり故障が多くなってくるわけですが、企業なんかも5年、6年、7年ぐらいでリースアップしたときに、状況によっては8年、9年と使っていくんですけども、そういったことも当然、経済性の中で、7年においては200万円の経済的な優位が見られますけれども、その先が、逆に言うとリースアップが終わった後、通常、契約の中ではリース料が減りますよね。そういったようなことも視野に入れての契約でしょうか。

◎議長（吉田義人君） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） はい、そうですね。おっしゃるとおり再リースになりますとかなり減ってきますので、当然7年、10年というのはあくまで目安なので、使えるかどうか見極めて、今言われた経済効果というんですか、その辺、減価償却がどうなるか、当然再リースも視野に入れて、そのときまでには考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。

いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(吉田義人君) ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人君) 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本件を認定するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(吉田義人君) 挙手全員であります。よって、認定第1号 令和2年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午後3時35分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和3年10月27日

高座清掃施設組合議会議長 吉田義人

高座清掃施設組合議会署名議員 上田博之

高座清掃施設組合議会署名議員 竹田陽介